平成２８年１１月２８日

広島大学教職員組合執行委員長
吉　田　将　之　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

附属学校園再雇用教員の給与処遇の改善要求について（回答）

２０１６（平成２８）年１０月２６日付けで要求のありました標記のことについて，下記のとおり回答します。

記

Ⅰ．要求事項

附属学校園の再雇用教員（フルタイム。以下同じ）について，以下の処遇を要求します。

(1) 再雇用教員は現状，定年前常勤教員時と同様の業務実態であるため，給与処遇を業務量（担当授業時間数等）に見合った水準にするよう要求する。

Ⅱ．要求事項の根拠と説明

（略）

２．附属学校園の再雇用教員の労働実態と給与処遇について

附属学校園における再雇用教員の業務内容や業務量及び責任の程度等は，60歳定年退職前の業務内容や業務量及び責任の程度等と比較して差異がない状態にある。

一方，当組合の統一要求に対する大学回答（平成26年5月22日付け）では，附属学校教諭で定年前と再雇用後で同一職位の場合の給与は定年前の約58％となっており，事実，そのように処遇されている。

したがって，現状の附属学校園再雇用教員の労働実態（業務内容や業務量及び責任の程度等）は，当該再雇用教員の定年前労働実態及び他の附属学校園常勤教員と変わらない労働実態（業務内容や業務量及び責任の程度等）となっており，明らかに労働契約法第20条に違反していると言える。

（回答）

本学の再雇用職員の給与制度は，他の職員の給与制度と同様に，社会一般の情勢を判断する上で，極めて客観性・合理性のある国家公務員の給与制度，及び社団法人国立大学協会が各国立大学法人の給与表作成のために提供している資料を参考にして，構築しています。

他の国立大学（中国地方）や広島県の再雇用職員の給与制度の状況を調査しましたが，本学と同様の内容となっており，民間企業の状況についても，平成25年11月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が6,487企業を対象に調査した結果では，1000人以上の規模の企業において，定年到達時と比較した場合の水準が60％以下となっている企業が半数以上となっています（下表参照）。

この状況からすると，本学の再雇用の給与制度が，他に比べて低い水準であるとは考えておりません。

◆　定年到達時と比較した場合の水準
（1000人以上の規模の企業：550社）

定年到達時と比較した場合の水準	50%以下	51%～60%	61%～70%	71%～80%	81%以上
適用率	37.1%	22.7%	15.8%	10.9%	8.0%

※無回答　5.5%

さらに，再雇用の給与水準を定年到達時の給与水準とした場合には，これまでより人件費が増加することは確実で，今後も想定される運営費交付金削減への対応を考えると，人件費の抑制を行わざるを得ません。

このような状況から，附属学校教員を含め，再雇用職員全体の給与処遇を見直すことは，現時点では困難です。

他方，再雇用職員の職務内容などについては，今後，業務内容や業務量及び責任の程度を検討し，処遇と業務内容等とのバランスをとるなど改善していくことは必要と考えています。
なお，附属学校園の再雇用教員の「配置換」に関しては，定年前とは異なり，実施しないことを附属学校園に確認しています。